



お正月は、全般的に天気が良く穏やかでしたので、連休を楽しまれたことと存知ます。

さて、戦後70年にわたり、平和と安定が続くと、社会に歪みが生じ、経済が停滞しているのが、欧米先進国の状況ではないでしょうか。

ヨーロッパ、アメリカの政治風潮では、自己中心的な国民の不満の風に押し流されているように見えます。

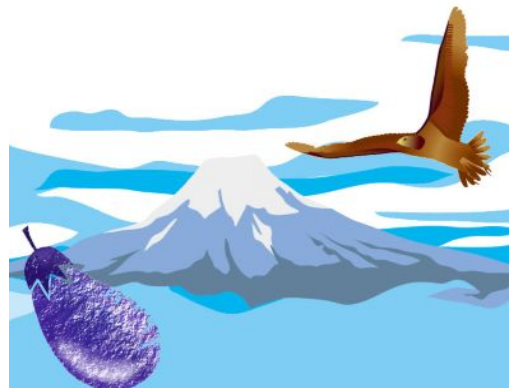
アメリカの新政権に対する期待感で、年末から株価は上がっていますが、世界経済が良くなったわけではなく、不透明です。

ただし、人々が景気が良くなると思って、個人消費に向かえば本当に景気が良くなるかもしれません。

日本国内経済では、東北、熊本の復興工事、オリンピック工事等、数年の仕事があるようなので、景気が悪化することはないように思われます。

私共は、各自が頭を動かし、考え、惰性を排し、仕事の改革改善に、邁進してまいります。

本年も引き続き、ご交誼、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



個人所得税の申告

個人確定申告の時期となりました。所得税は平成28年1月1日から平成28年12月31日までの1年間に得た収入を基に所得と、所得に課せられる税金（所得税及び復興特別所得税。以下、個人所得税等）を計算します。そしてお住まいの住所の管轄である税務署に提出することを行います。

この申告書は合わせてお住まいの市区町村の住民税の確定申告も兼ねております。

スケジュールの確認

(1) 申告期間

個人所得税等及び復興所得税の確定申告期間は平成 29 年 2 月 16 日(木)から 3 月 15 日(水)までとなります。

贈与税の申告期間については平成29年2月1日(水)から3月15日(水)までとなります。

個人事業者の確定消費税申告については平成29年2月16日(木)から3月31日(金)までとなります。

また、納め過ぎた個人所得税の返還を求める還付申告は、確定申告期間とは関係なく課税対象年の翌年1月1日から5年間提出することができます。既に受け付けておりますからいつでもお声がけください。

(2) 納付期間

①納付書による納付の場合

個人所得税等及び贈与税については平成29年3月15日(水)となります。

個人確定消費税については平成29年3月31日(金)となります。

②振替納税による納付の場合

振替納税を利用の方については、個人所得税等は平成29年4月20日(木)に引き落としとなります。

また、個人確定消費税は平成29年4月25日(火)に引き落としとなります。



個人番号による追加添付書類の確認

確定申告書を提出する場合には平成28年申告からマイナンバーが必要となりました。

マイナンバーを提出する際は新たに下記の書類を添付又は確認いたします。

(1) 個人番号カードをお持ちの方

①個人番号カードのコピー

個人番号カードはこの1枚で本人確認証明証も兼ねていますから、従来の添付書類とは別に新たに必要となるものは個人番号カードのみで大丈夫です。



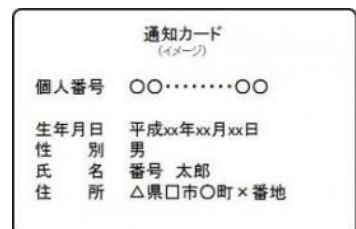
(2) 通知カードをお持ちの方

①通知カードのコピー

②本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証等)

通知カードより住所、氏名、生年月日、マイナンバーを確認します。

通知カードとは別に本人確認を行う必要があるため、合わせて本人確認書類として免許証、パスポート、健康保険証などの提示、又はコピーの提出を求められます。



但し、確定申告書の添付書類の中には給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、国民年金控除証明などの明かに本人と確認できる書類が以前より別に添付されている方が大半です。

当事務所で個人申告を行う際にはこれらの身元確認書類がどうしてもない方の場合のみ本人確認書類の提出をお願いいたします。

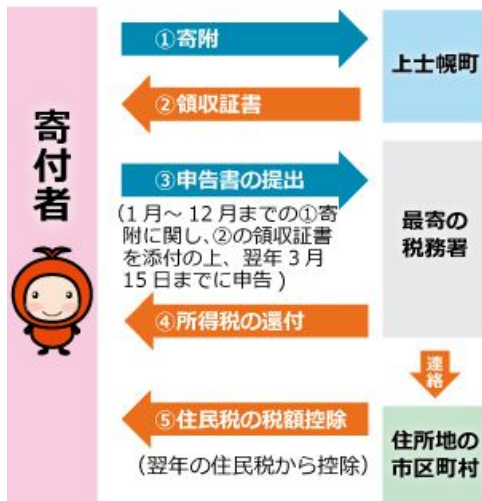
当事務所でも電子申告に対応しております。電子申告の方が適しているお客様につきましては今後事務所から個別にご案内をさせていただきます。

電子申告について

電子申告を行った場合には、確定申告書提出の際に添付が要件となる書類の一部が省略されます。

電子申告を行った場合にはマイナンバー確認書類である個人番号カードや通知カードの添付も同じく省略することができます。

確定申告を行う方



ワンストップ特例制度を使う方



ふるさと寄附金による

ワンストップ特例申請

新制度

平成28年中にふるさと寄附金を納付して「寄附金税控除に係る申告特例申請書」を各自治体に提出した場合には、個人確定申告を省略して住民税の寄附金控除を受けられる制度です。



寄附金の控除額は、その年分の納付すべき所得税額の25%相当額を限度に所得税額から控除されます。また、住民税からも個人住民税所得割額の20%を限度に納付すべき住民税額から控除されます。

この寄附金控除の特例申請は、主に
お勤め先が1か所の会社員の方が利用
する制度ですが、注意が必要なのは5
つの自治体までは確定申告を省略でき
ますが、6以上になると**確定申告が必
要となります**。



5つの自治体を超えた場合には、超
えた自治体分だけ確定申告すればよい
のではなく、寄附をしたすべての自治
体について確定申告をする必要があり
ます。

なお、同じ自治体に複数回にわけて
寄附をした場合は、寄附金を申込み回
数分の申請用紙と個人番号確認および
本人確認書類の提出をその都度するこ
とになっておりますが、自治体の数の
数え方としては、同じ自治体は同じ1
団体となります。

個人所得税等の確定申告をすると所
得税は所得税で控除又は還付され、住
民税では住民税の控除を受けることが
できます。

ふるさと納税ワンストップ特例の申
請を行った場合、個人所得税等からは
控除又は還付は行われず、その分も含
めた控除額が、翌年度の住民税から控
除されます。

なお、ワンストップ特例で申請した
場合には、個人所得税等からは寄附金
控除がされず、住民税からの控除のみ
になりますが、計算方法が異なるだけ
で控除される個人所得税等と住民税の
トータルの金額はほぼ同じとなります。

ワンストップ特例制度と確定申告の
両方に手続きをした場合、必ず確定申
告が優先されます。申告漏れの寄附金
は還付や寄附金控除の対象にはなりま
せんのでご注意ください。

(担当：山本 修)

